

(フロン類回収業)

## 誓 約 書

申請者、その役員及び法定代理人は、下記の1～7に該当しないものであることを誓約します。

年 月 日

(宛先) 奈 良 市 長

住 所

申請者

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

### 記

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 使用済自動車の再資源化等に関する法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者。
- 3 第58条（登録の取消し等）第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者。
- 4 フロン類回収業者で法人であるものが第58条（登録の取消し等）第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの。
- 5 第58条（登録の取消し等）第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者。
- 6 フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの。
- 7 法人でその役員のうち1～5までのいずれかに該当する者があるもの。